

「ホントカ。市」募集要項

1 募集概要

(1) イベント名

「ホントカ。市」

(2) 募集趣旨

ひと・まち・文化共創拠点ホントカ。では、みんなで持ち寄り、分かち合い、交流するイベントとして「ホントカ。市」を毎月第1日曜日に開催しています。小千谷の新しい日常を共に創ってくださる出店者を募集します。

(3) 開催日時

①令和7年12月7日（日）10：00～16：00

②令和8年1月4日（日）10：00～16：00（「消防出初式」と同時開催予定）

※いずれも開館時間9：00～22：00

(4) 開催場所

ひと・まち・文化共創拠点ホントカ。（所在地：小千谷市本町1丁目13番35号）

【参考】本イベントでの平均来場者数：約2,000人

2 出店内容及び募集数

(1) 【館内】出店者オリジナルの製品・フードの物販／ワークショップ

30店／日

※「館内」は、フロートエリアを想定しています。

※先着順ではありません。申込期間終了後、選考結果をご連絡します。

(2) 【屋外】飲食（キッチンカー、テント）

キッチンカー及びテント出店 5～10店／日

※12月7日（日）のみの募集

※「屋外」は、屋根付き屋外広場及び屋根付き屋外広場前（演アーカー前）を想定しています。

※先着順ではありません。申込期間終了後、選考結果をご連絡します。

(3) その他【館内】【屋外】

※12月7日（日）のみの募集

上記（1）～（2）にとどまらないさまざまなジャンルの可能性を探りたいため、お気軽に事務局までご相談ください。申込期間終了後、選考結果をご連絡します。

3 出店条件

(1) 共通事項

○匂いの強いもの、大きな音の出るものは出店できません。

○開催時間中の途中出店・途中退店はできません。

○無断で出店を取りやめることはできません。取りやめる場合は、速やかに事務局にご連絡ください。

○事務局の貸出備品以外の出店に必要な一切の用具等は、出店者でご用意ください。

- 出店者が会場で販売・提供した商品及びサービスに関する苦情・トラブル等については、出店者の責任で解決してください。また、来場者に対し、怪我を負わせるなどの事故や食中毒が発生した場合、事務局では一切責任を負いかねます。
- イベント開催中または終了後に出店者が販売・提供した商品及びサービスに関する苦情等の連絡を受けた時は、当該出店者の連絡先を、商品及びサービスに関する責任者として相手方に提供することがあります。
- 出店に関して、事務局、警察、保健所又は消防署から指示があった場合はこれに従ってください。
- 申込と異なる商品及びサービスを扱うことはできません。
- 申込及び出店に必要な経費は、出店者の負担とします。
- 食品衛生法その他関係法令を遵守してください。
- 出店に必要な安全対策・衛生管理を行ってください。
- 搬入・撤収に関する規定、時間を守ってください。

(2)【屋内】出店者オリジナル製品の物販／ワークショップ

○1区画の大きさ

2.2m×1.5m

※ワークショップを行う場合、出店区画の配置上、L字出店（1区画の対面部分が2面）不可。

※ワークショップ参加者の座席は区画に含みません。

○出店料

1,000円（税込）／日

○募集内容

（例）

ジュエリー・アクセサリ、衣類・靴、バッグ・リュック・財布・ケース・小物入れ、フォト・イラスト・アート・書・絵画、ステーションナリー・雑貨、家具、インテリア・生活道具、食器（陶器・磁器・木器）・カトラリー・花器、手づくり工芸品・民芸品、手づくりおもちゃ・ぬいぐるみなどの製作体験（ワークショップ）

※「オリジナル製品」の対象外

- ・スピリチュアル、自己啓発など。
- ・市販品、仕入品など。
- ・公序良俗に反するもの、著作権・著作権の侵害のおそれがあるもの。

○その他

- ・物販のみ、ワークショップのみ、物販・ワークショップの両方、いずれも対象です。
- ・電気を使用することも可能です（電気料は出店料に含まれます）。使用電源の容量は20Aです。
- ・着火や煙が出る内容の出店はできません。
- ・ワークショップの参加料金は各自設定ください。参加者にはワークショップ開始前に参加料金の有無・金額を確実に伝えてください。当日の参加者受付・参加料金の徴収は、出店者ご自身でお願いします。事前予約の有無は出店者ご自身で設定ください。事前予約を受け付ける場合は、出店者ご自身で予約管理をお願いします。事務局では事前予約及び参加者の取りまとめは行いません。お申込みブース内でおさまる規模の計画・運営をお願いします。

(3)【屋内】出店者オリジナルのフードの販売

○1区画の大きさ

2.2m×1.5m

○出店料

1,000円（税込）／日

○募集内容

クッキー、パン、グラノーラ、ドライフルーツ、スイーツ、お茶、ジャム、お餅、おにぎり、弁当など

○その他

- ・着火や煙が出る内容の出店はできません。
- ・電気を使用することも可能です（電気料は出店料に含まれます）。使用電源の容量は20Aです。
- ・食品は、所管する保健所から営業許可を受けている施設で製造した、あらかじめ個包装、瓶詰されているものを販売してください。販売に伴い、保健所等の許可が必要な商品に関しては、事前に各自で必ず申請をお済ませください。法律で定められた表示が行われているか確認し、表示に記載された保存方法に従って販売してください。
- ・調理（加熱を含む）、盛り付け、飲料等を容器に注ぐなどの行為を行う場合は、出店申込前に事務局にご相談のうえ、出店に伴う必要な手続きは各出店者で行ってください。
- ・試食試飲を提供する場合は、お客様用のお手拭きをご用意ください。
- ・臨時食品営業許可など出店に伴い必要な許可を得た場合、許可証などの写しを持参ください。

(4)【屋外】キッチンカー

○出店料

2,000円（税込）／日

○応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

- ・小千谷市内にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証（移動販売車）を有すること。
- ・出店期間において営業許可証の期限が有効であること。

○出店の許可条件

出店にあたり、次の事項について遵守してください。

- ・「露店等の開設届出書」は事務局が作成し消防署に提出します。その他必要な届出及び消化器具の設置は、各出店者で行ってください。ご準備いただけない出店者は出店をお断りします。
- ・各出店者は、出店当日、自身のキッチンカー近くにゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り、適正に処分してください。
- ・電気、調理用水及び排水タンクなど、販売に必要な設備等はすべて出店者でご用意ください。
- ・出店に係る権利は、他人に譲渡することはできません。
- ・出店スペースを第三者に使用させることはできません。
- ・営業中はキッチンカーのエンジンを停止してください。
- ・キッチンカーから離れた場所で、のぼりやイーゼルなどを立てる場合は、事前に事務局の許可を

得てください。

- ・ 出店場所は、屋根付き屋外広場前で事務局が指定する場所となります。スペースの都合上、キッチンカーからさらにテントなどを使用し、出店区画を広げることはできません。
- ・ 販売品目は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（アルコール可）とします。

(5) 【屋外】飲食テント

○区画の大きさ

応相談

○出店料

2,000 円（税込）／日

○出店の許可条件

出店にあたり、次の事項について遵守してください。

- ・ 「露店等の開設届出書」は事務局が作成し消防署に提出します。その他必要な届出及び消化器具の設置は、各出店者で行ってください。ご準備いただけない出店者は出店をお断りします。
- ・ 出店場所は、屋根付き屋外広場内または正面出入口前（屋根なし）を想定していますが、裸火を使用する場合の出店場所は、正面出入口前（屋根なし）になります。
- ・ テントは必要に応じて出店者でご準備ください。出店場所が屋根付き屋外広場の場合、天井が低いいため、事前に事務局にご相談ください。
- ・ 各出店者は、出店当日、自身の出店場所にゴミ箱を設置し、自店の販売物以外が投棄されていても持ち帰り、適正に処分してください。
- ・ 電気、調理用水及び排水タンクなど、販売に必要な設備等はすべて出店者でご用意ください。
- ・ 出店に係る権利は、他人に譲渡することはできません。
- ・ 出店スペースを第三者に使用させることはできません。
- ・ 出店場所から離れた場所で、のぼりやイーゼルなどを立てる場合は、事前に事務局の許可を得てください。
- ・ 出店場所は、屋根付き屋外広場前で事務局が指定する場所となります。
- ・ 販売品目は、食品衛生法の規定に基づく営業許可範囲内の飲食物（アルコール可）とします。

(6) その他（上記（1）～（5）にとどまらない提案）

○出店料

営利目的の場合、出店料（2,000 円以内／日）をいただきます。

4 連絡事項

- 出店者の受付・搬入は、8：00 から可能です。搬入にあたっては、正面出入口近くの乗降口（荷下ろし場）をご利用いただけます。
- 出店料は当日現金でお支払いください。おつりのないようにご準備ください。
- **【館内】** 出店者オリジナルの製品・フードの物販／ワークショップ出店者が使用する机とイスは無料貸出可能です（申込時に申請）。ただし、数に限りがあるため、応募状況によりご対応できない場合もあります。貸出テーブルは、以下のとおりです。

- ① 【小机】幅：70cm×奥行：45cm×高さ：70cm 1 出店者あたり最大3台まで



- ② 【台形机】幅：短い部分 75cm～長い部分 145cm×奥行：65cm×高さ：70 cm 1 出店者あたり最大1台まで（プラス上記①小机 1 台まで貸出可能）



- ③ 【イス】 1 出店者あたり最大3台まで

- 本・資料、書棚、床、壁面を汚さないよう気をつけてください。故意により汚損、破損した場合は 修理清掃費の実費を徴収します。
- 敷地内にゴミ箱はありません。ゴミは各自でお持ち帰りください。
- 館内での飲食は、資料保護の観点からふた付き容器に入った飲料の持ち込みは可能です。食事（お菓子も含む）は、食事可能エリアにてお願いします。
- 災害、交通事情、社会事情などやむを得ない事情によりイベント開催を中止とする場合もあります。開催時間中の場合は、出店料のご返金はできません。
- 出店者本人が搬入・搬出、展示・販売、区画の設営・撤去を行ってください。
- 事務局が会場内で撮影する写真は、小千谷市公式の印刷物やウェブサイト（SNS を含む）など、広報活動に使用する場合があることを承諾してください。
- 敷地内禁煙です。敷地内に喫煙所はありません。
- 出店区画の配置は、事務局において決定します。事前の指定はできません。
- 当日出店のキャンセル等があり区画に空きが出た場合は、事務局の判断で出店場所の変更をお願いする場合があります。
- ペットの連れ込みはできません。会場内では各種商品・飲食ブース等もあるためトラブルの原因となる場合がございます。また、駐車場等で車中に残してのご来場も固くお断りします。
- 出店者へのご連絡は、基本、申込時にご入力いただくメールアドレスに送信します。

5 申込方法及び必要書類

出店希望者は、本募集要項に同意のうえ、下記のとおり申し込みください。

(1) 申込方法

- ① 【館内】出店者オリジナルのフード・製品の物販／ワークショップ

専用申込フォーム：<https://logoform.jp/form/zdEy/1253518>



② 【屋外】キッチンカー

ア. 提出書類

- ・出店申込書
- ・運転免許証の写し
- ・キッチンカーの営業許可証の写し
- ・車検証の写し
- ・キッチンカー画像（車幅、全長を記入。※牽引式の場合は、牽引車を含めた全長を記入）

イ. 提出方法

郵送（ただし、出店申込書とキッチンカー画像は電子メールでの提出可）

ウ. その他

- ・出店申込は、必ず現場責任者の氏名で申込みください。
- ・営業許可証等の氏名と出店申込者の名前が異なるときは受付できません。

③ 【屋外】飲食テント

ア. 提出書類 ※提出方法

- ・出店申込書 ※郵送又は電子メール

イ. その他

- ・出店申込は、必ず現場責任者の氏名で申込みください。
- ・営業許可証等の氏名と出店申込者の名前が異なるときは受付できません。

④ その他

事務局に電子メール又は電話による問い合わせ

(2) 申込期限

令和7年 10月31日（金）17:00

6 事務局

小千谷市ひと・まち・文化共創拠点ホントカ。（小千谷市にぎわい交流課 共創推進係）

担当：土田

〒947-0021 新潟県小千谷市本町1丁目13番35号

TEL：0258-82-2724（9：00～22：00、毎月第2・第4火曜日休館）

E-mail：hontoka@city.ojiya.niigata.jp